

B. 持っているマイナンバーカードに転出証明情報を付与する場合

1. 前ページの必要事項①～⑧を記入し、笠間市役所市民課宛に郵送してください。⑧は転出の処理が完了した際に電話にて連絡をしますので、必ず記入願います。
2. お引越しする(した)方のマイナンバーカード(表面のみ)のコピーを同封してください。お引越しをする(した)方の中でマイナンバーカードを所持している方が複数いる場合には、どなたか一人のコピーを同封してください。
3. マイナンバーカードの失効等の事由により、マイナンバーカードによる転出の処理ができない場合には、前ページの「A. 転出証明書の郵送での交付請求」に切り替えさせていただきます。その際には転出証明書返信用の封筒を別途ご用意・送付していただくため、時間および費用がさらに多くかかることにご注意・ご了承願います。
4. 転出の届出をする前に、以下の「マイナンバーカードによる転入に関する注意事項」を必ずお読みください。

マイナンバーカードによる転入に関する注意事項

1. マイナンバーカードによる転入の届出をするときには、カードが転出証明書の代わりとなるため、必ずマイナンバーカードをお持ちください。また、異動する世帯の中で複数の方がマイナンバーカードを所有している場合は、それぞれのカードの継続利用の手続きが必要になるため、世帯全員分のカードを一緒にお持ちください。
2. マイナンバーカードによる転入の手続きの際は、転出証明情報が付与されているマイナンバーカードの暗証番号の入力が必要になります。また、カードの継続利用処理のお手続きの際は、それぞれのカードの暗証番号の入力が必要になります。※暗証番号を確認のうえ転出のお手続きをしていただくようお願いいたします。
3. 転入の届出は、お引越した日(異動日)から14日以内に手続きをお願いします。以下の場合には**マイナンバーカードが失効する恐れがあるのでご注意ください**。

①転入の届出をせずに、お引越した日(異動日)から14日を経過した場合

②転入の届出をせずに、お引越する日(転出予定日)から30日を経過した場合

※お引越した日とお引越する日は、転出の届出をする日と同じになる場合もあれば異なる場合もありますのでご注意ください。

※転入の届出期間を過ぎると、カードに付与された転出証明情報が無くなるので、笠間市から発行された転出証明書が必要になります。

※転入の届出ができる曜日および時間帯についてはそれぞれの市区町村で異なるため、ご確認のうえお手続き願います。

【引越しワンストップサービス(オンラインでの引越し手続き)】

マイナンバーカード(署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書どちらも搭載)をお持ちの方は、マイナポータルから転出届をオンラインで提出できます。詳しくはQRコードのリンク先をご覧ください。

サービスについての

詳細はこちら

引越しワンストップ

サービス

(デジタル庁ホームページ)



マイナポータルへの
アクセスはこちら

(ご利用には別途マイナポータルアプリのダウンロードが必要です)



宛先・問い合わせ先：〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号
笠間市役所 市民課 Tel：0296-77-1101